

## フリーランスとの取引に関する新しい法律が施行されます

～令和6年11月1日フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行～

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり 従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が令和5年5月12日に公布されました。

この法律は、以下を目的としています。

- ①フリーランスの方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
- ②フリーランスの方々の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

この法律は、令和6年11月1日に施行されます。法律の概要や最新の情報など、詳しくは栃木労働局ホームページをご覧ください。

栃木労働局 HP  
(QRコード)



### 【 問い合わせ先 】

栃木労働局  
雇用環境・均等室  
(☎028-633-2795)

## 育児・介護休業法、次世代育成支援対策法が改正されました

～令和7年4月1日から段階的に施行～

次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長は、公布日である令和6年5月31日に施行

### 1 改正育児・介護休業法のポイント

- ① 柔軟な働き方を実現するための措置義務  
3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした次の制度の中から、2つ以上を選択して措置することが事業主に義務付けられます。  
始業時刻等の変更、テレワーク等（10日/月）、保育施設の設置運営等、新たな休暇の付与（10日/年）、短時間勤務制度
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大  
残業免除の請求ができる労働者が、小学校就学前まで拡大されます。
- ③ 子の看護休暇の見直し  
子が小学校3年生修了まで子の看護休暇が取得可能となり、取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖や入園・入学式、卒園式」が追加されます。
- ④ 育児休業取得状況の公表義務企業の拡大  
従業員300人超の企業は、育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられます。

\* 施行日 ①公布後1年6か月以内の政令で定める日（公布日：令和6年5月31日）

②～④ 令和7年4月1日

### 2 改正次世代育成支援対策推進法のポイント

令和7年3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和17年3月31日まで延長されました。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

[mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html](https://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html)

栃木労働局

雇用環境・均等室

TEL : 028-633-2795